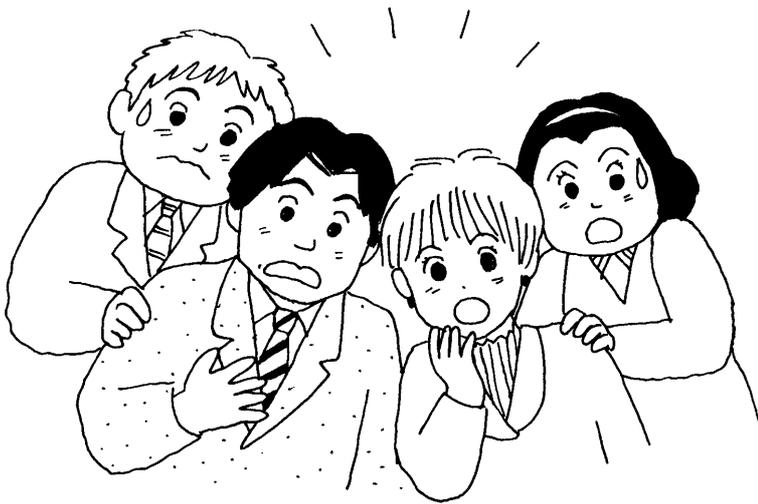


賃下げ・不況の悪循環を加速する 公務労働者の生活・権利破壊



国家公務員一般職に関わる給与法が、11月15日、共産党と社民党を除く各政党の賛成により、参議院本会議で成立しました。

年収15万円カット、4月にさかのぼる 不利益遡及Ⅱ脱法行為を強行

史上初の本俸(基本給)切り下げ、一時金の0・05月削減による平均15万円もの年収マイナスと、4月にさかのぼっての実質的な不利益遡及の実施を強行する今回の給与法は、公務労働者の生活と労働の実態からしても、断じて認められません。

そして、地方公務員をはじめ750万人の労働者に直接悪影響をあたえることや、民間賃金や年金給付などにも連動することから、消費の後退を招き、不況にあえぐ日本経済に悪影響をおよぼすことは明白です。また、政府・総務省は、来年の通常国会に退職手当の引き下げ法案の提出を狙い、「年内に改定方針を決定する」としています。

そもそも、国民の批判の対象は、高級官僚の高額退職金や、「天下り」「渡り」による退職金の二重三重どりにあり、この問題を先行させることこそ必要です。一般職員の退職手当は、生活設計に直結する重要な労働条件であり、一方的な引き下げは許されません。

日本政府の公務員制度改革に国際的批判

賃下げ、不利益遡及、退職手当切り下げなど、労働条件の重大な不利益変更にあたることも、公務労働者労働組合は関与できないシステムは問題です。政府は、公務員制度改革で、現在よりさらに公務労働者の権利を後退させようとしています。11月8日付の毎日新聞は、ILO(国際労働機関)結社の自由委員会が、「公務員スト禁止はILO条約違反」「公務員のスト権・団体交渉権を認めるよう日本政府に法改正求め」と報道。公務労働者の基本的人権をないがしろにする日本政府が糾弾されています。

退職手当改悪・マイナス勧告による 給与法「改正」で203.5万円の損失

